

桜川市議会議長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、桜川市議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の公正な支出を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、市議会の運営及び市政に有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内において議長交際費を支出する。

(議長交際費の支出基準)

第3条 議長交際費の支出区分、支出内容及び支出金額は、次の表に定めるものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶 祝	記念式典、竣工式等の催事で、議長が招待を受け出席したとき。	10,000 円以内
弔 慰	葬儀における香典、花輪等に支出するもの。	別表のとおり
見 舞	病気、災害、事故等の見舞等に支出するもの。 (弔慰対象者で議長が必要と認めたとき)	5,000 円～ 10,000 円以内
会 費	議長又は議長の代理者が議会を代表して会議等に招待を受け出席したときに支出するもの。	会費相当額又は 10,000 円以内
賛 助	各種団体等の活動で趣旨及び目的に賛同できるものであって、公共的かつ公益的なものに対して支出するもの。	10,000 円以内
その他	上記に掲げるもののほか、議会として業務執行上のために、議長が必要と認めたものに支出するもの。	社会通念上妥当と認められる範囲内

(支出内容の公表)

第4条 議長交際費の公表は、次の各号に掲げる事項について、翌月の末日までに桜川市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 支出の日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(個人情報の保護)

第5条 議長交際費の公表にあたっては、桜川市個人情報保護条例（平成17年桜川市条例第11号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行う。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

弔慰金等

対 象				金 額	備 考
市議会議員	現職	本人	香料	10,000 円	
			花輪	相当額	
	元職	本人	香料	10,000 円	配偶者, 1 親等の親族及び同居の 祖父母
			香料	10,000 円	
常勤特別職及び教育長	現職	本人	香料	10,000 円	
			花輪	相当額	
	親族	香料	10,000 円	配偶者, 1 親等の親族及び同居の 祖父母	
行政委員会委員等	現職	本人	香料	5,000 円	行政委員会委員とは, 教育委員 (教育長は除く), 選挙管理委 員, 公平委員, 監査委員, 固定 資産評価審査委員, 農業委員を いう
市政功労者		本人	香料	5,000 円	市政発展に功績のあった者
国会議員・県議会議員	現職	本人	香料	10,000 円	地元選出の議員
その他議長が特に必要と認めるもの				10,000 円	